

# 坂出商業高等学校「いじめ防止基本方針」 (平成 30 年 4 月 1 日 改訂)

香川県立坂出商業高等学校

## I 「いじめ防止基本方針」策定の目的、いじめの定義、基本方針

### 1 目的

本校では、「誠実」・「勤勉」・「礼節」の校訓のもと、「心身ともに健康で、正しい判断力と道徳性を備え、人間や自然を愛する豊かな人間性を育成する」ことを教育方針の一つとして掲げ、教育活動に当たっている。全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ防止に取り組むために必要な事項を定め、いじめ防止対策の推進を総合的かつ効果的に図ることを目的とする。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものである。

### 3 基本方針

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格形成への重大な影響のみならず、生徒の生命や身体に重大な危機を生じさせる恐れがあるものである。このことを十分に理解したうえで、日々の教育活動では、生徒の豊かな情操や道徳心の向上に努め、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、いじめ防止の対応に取り組む。
- (2) 「いじめはどの生徒にも起こりうる問題である」という認識を持ち、けんかやふざけ合いであっても、生徒が示すささいな変化を見逃さないように、その未然防止や早期発見などに、組織的かつ計画的に取り組む。
- (3) 「いじめ防止」に全ての教職員で取り組むために、職員会議や学年団会議等での情報交換に努めるとともに、様々な研修等を行うことにより教職員の資質能力の向上に努める。
- (4) 保護者や関係機関等との連携を図る。また、心理や福祉等に関する専門家であるスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用する。

## II 組織、基本的施策、年間計画

### 1 いじめ防止対策委員会

上記の基本方針を実効的に推進し、いじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめ防止対策委員会を設置する。なお、委員は以下のとおりとし、委員長は校長とする。

- ・委員長：校長
- ・委員：教頭、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、教育相談部長、学科主任、学年主任、養護教諭、SC、(SSW)

### 2 基本的施策、年間計画

未然防止の基本は、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことである。また、早期発見の基本は、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することである。これらの事項に留意し、別表に掲げるいじめ防止対策年間指導計画に基づき、未然防止・早期発見のための措置、相談体制の整備、情報モラルの指導等を、全ての教育活動を通して行う。

また、本校の「いじめ防止基本方針」については、ホームページに掲載することなどにより保護者や地域住民が、その内容を確認できるようにするとともに、その内容を入学時・各年度の開始時に、生徒・保護者、関係機関等へ説明を行う。

### Ⅲ いじめ問題への対応

#### 1 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置

- (1) いじめの事実確認
  - (2) いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
  - (3) いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言
  - (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときの所轄警察との連携
  - (5) 懲戒・出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置
- ※ 別紙「いじめ発見時の対応（フローチャート）」による。

#### 2 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」「②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされていることが必要である。ただし、「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性があり得ることを踏まえ、関係生徒については、日常的に注意深く観察するように努める。

#### 3 重大事態への対応

- (1) 事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
  - (2) 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、チームで指導を行う。
  - (3) 速やかに保護者に報告し、学校の指導方針に理解が得られるよう丁寧な説明を行う。
  - (4) 事案の内容により、教育委員会や警察と連携して適切に対応する。
- ※ 別紙「重大事態への対応（フローチャート）」による。

#### 4 いじめ防止の取組の見直し

いじめ防止対策委員会を6月、11月及び2月の年3回開催する。また、学校評価の評価項目に「学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況」を設け、評価結果を踏まえていじめの防止等の取組みの改善を図る。

#### 【校内組織及び関係機関との連携】

